

インターネット等にマイナンバーカード裏面のQRコードを掲載することに対する注意喚起

平成28年6月20日

個人情報保護委員会事務局

インターネット等に自らのマイナンバーカードを、裏面のQRコードが見られる状態で掲載すると、これを見た他人がスマートフォン等で読み取ることで、容易にマイナンバー（個人番号）を知られてしまうおそれがあります。

したがって、インターネット等にマイナンバーカード裏面の、マイナンバー（個人番号）12桁の部分及びQRコードを掲載しないようご注意ください。

また、これを見た他人が、インターネット等において公表されているマイナンバーカードのQRコードを読み取る等して収集した場合には、番号法第20条の収集制限に違反する可能性がありますのでご注意ください。